

仙台市地球温暖化対策推進計画（改定版）の概要

本市は、京都議定書等の趣旨を踏まえ、本市市域における温室効果ガスの削減目標とその削減目標を達成するための施策を取りまとめ、市民・事業者・行政の協働により、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成7年9月に策定した「仙台市地球温暖化対策推進計画」を全面改定する。また、本計画の中に市自らが排出する温室効果ガス削減のための取組を地球温暖化対策実行計画として組み込み、地球温暖化対策の推進を率先して図る。

1. 計画改定の経緯等

- (1) 本市は、平成7年9月に「仙台市地球温暖化対策推進計画」を策定し、二酸化炭素の排出抑制対策のための市・事業者・市民の役割や行動指標を定め、また、平成9年3月に策定した「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」において、市民一人あたりの二酸化炭素排出量を平成2年（1990年）レベル以下に低減する目標を設定し、地球温暖化対策に取り組んできた。
- (2) 一方、地球温暖化対策については、平成9年（1997年）12月に開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において6種類の温室効果ガスについて法的拘束力のある「京都議定書」が採択された。これを受け、我が国は京都議定書の平成14年（2002年）締結を目指し、平成14年（2002年）3月に地球温暖化対策推進大綱を見直すとともに、地球温暖化対策推進法改正案を今国会に提出し、国内制度の整備・構築及び京都議定書締結の承認に向けた準備に全力を尽くしているところである。
- (3) これら状況に対応し、地球温暖化対策をさらに積極的に推進すべきとの判断から、本市は平成13年1月22日に「仙台市における地球温暖化対策のあり方について」を仙台市環境審議会に諮問し、計4回にわたる審議を経て、平成13年7月13日に答申を受けた。
- (4) この答申を踏まえ、二酸化炭素を含む6種類の温室効果ガスの削減目標とその目標を達成するための対策を体系化し、市民・事業者・行政の協働のもとに本市市域における総合的な地球温暖化対策を継続的かつ長期的に推進するための進行管理の仕組みを導入するため、これまでの「仙台市地球温暖化対策推進計画」を全面改定するものである。
- (5) また、本計画の中に、「地球温暖化対策推進法」第8条第1項に基づく実行計画として事務事業における温室効果ガス排出抑制対策を行う計画を組み込み、市自ら地球温暖化対策の推進を率先して行うこととしている。

2. 地球温暖化対策推進計画の概要

(1) 削減目標

平成22年度（2010年度）において本市地域における温室効果ガスの市民一人当たりの排出量を平成2年度比（1990年度比）で7%削減する。

本市地域における温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、京都議定書の趣旨を踏まえ、市民生活や経済社会活動の基盤となるエネルギー需要面での対策を中心とし、国レベルの削減目標を基に市民一人ひとりが適切かつ公平に分担できる削減量を算出し削減目標とした。

(2) 地球温暖化対策の体系

本市域の温室効果ガスの削減目標を達成するため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するための対策を体系化し、市民・事業者・行政の協働により、その推進を図る。

～詳細は別紙1を参照。～

(3) 重点的に取り組む地球温暖化対策

地球温暖化対策を市民との協働のもとに強力に推進するためには、より効果的な取組が必要であることから、取り組むべき施策の重点化を図ることが必要。特に、本市の場合、エネルギー消費に関係の深い民生・家庭部門、業務部門及び運輸部門の3部門での二酸化炭素の排出量が増大していることから、それぞれについて具体的な目標とその対策を明記した。

<<重点的に取り組む対策>>

住宅や業務施設などにおける省エネルギーの推進
太陽光などの自然エネルギーの有効利用
自動車へ過度に依存しない社会の形成

(4) 市民・事業者・行政の取組

市民・事業者・行政は、各々の役割のもと、具体的な温室効果ガスの排出抑制のため、具体的な地球温暖化対策のための行動を定めた。

～詳細は別紙2を参照。～

(5) 目標達成に向けた方策

計画に基づく地域の市民・事業者・行政の協働による推進組織を立ち上げ、その推進組織が、温室効果ガスの排出状況や各種施策の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえながら必要な見直しを行いながら目標達成に向けた継続的改善を図れるようPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムの進捗管理を行う。

<<点検の項目とその期間>>

温室効果ガス排出量その将来推計（期間：3か年毎）

計画策定時に想定した対策の普及状況や社会経済活動量（期間：3か年毎）

地球温暖化対策による施策の実施状況（期間：毎年度）

3. 地球温暖化対策実行計画（市の事務事業に関する実行計画）の概要

本市域の大規模な事業者・消費者である仙台市が、自らが排出する温室効果ガスの削減のための数値目標とその目標を達成するための具体的な対策を設定し、地球温暖化対策の推進を率先して図る。

(1) 温室効果ガスの削減目標

平成17年度（2005年度）において、市の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を平成11年度（1999年度）より4%削減する。

(2) 削減目標の設定の考え方

温室効果ガス削減目標については、以下により設定した。

率先して取り組んできた「第2期リーディングエコプランせんだい（環境率先行動計画）」を基礎として既存対策を取りまとめた。

さらに必要な追加対策を取りまとめ、それぞれの削減量の算定根拠を示した。

また、推計が必要な追加取組については、地域計画の削減目標を前提とした。

なお、計画の期間については、「第2期リーディングエコプランせんだい（環境率先行動計画）」との整合性を図るため、平成17年度までとした。

(3) 温室効果ガスの削減に向けた取組

<<財やサービスの購入・使用にあたっての配慮>>

財やサービスの購入・使用にあたって、自動車単体については低公害車を導入し、また、自転車の活用などの取り組みや公共交通機関の利用促進も含め、できる限り自動車そのものの使用を減らす取組を行うとともに、エネルギー消費効率の高い機器の導入などの地球温暖化対策に係る取組を推進する。

<<建築物の建築・管理などにあたっての配慮>>

建築物の計画から、建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮した環境配慮型施設（グリーン庁舎）や既存施設への省エネルギー診断を参考しながら、今後の施設整備を図る。

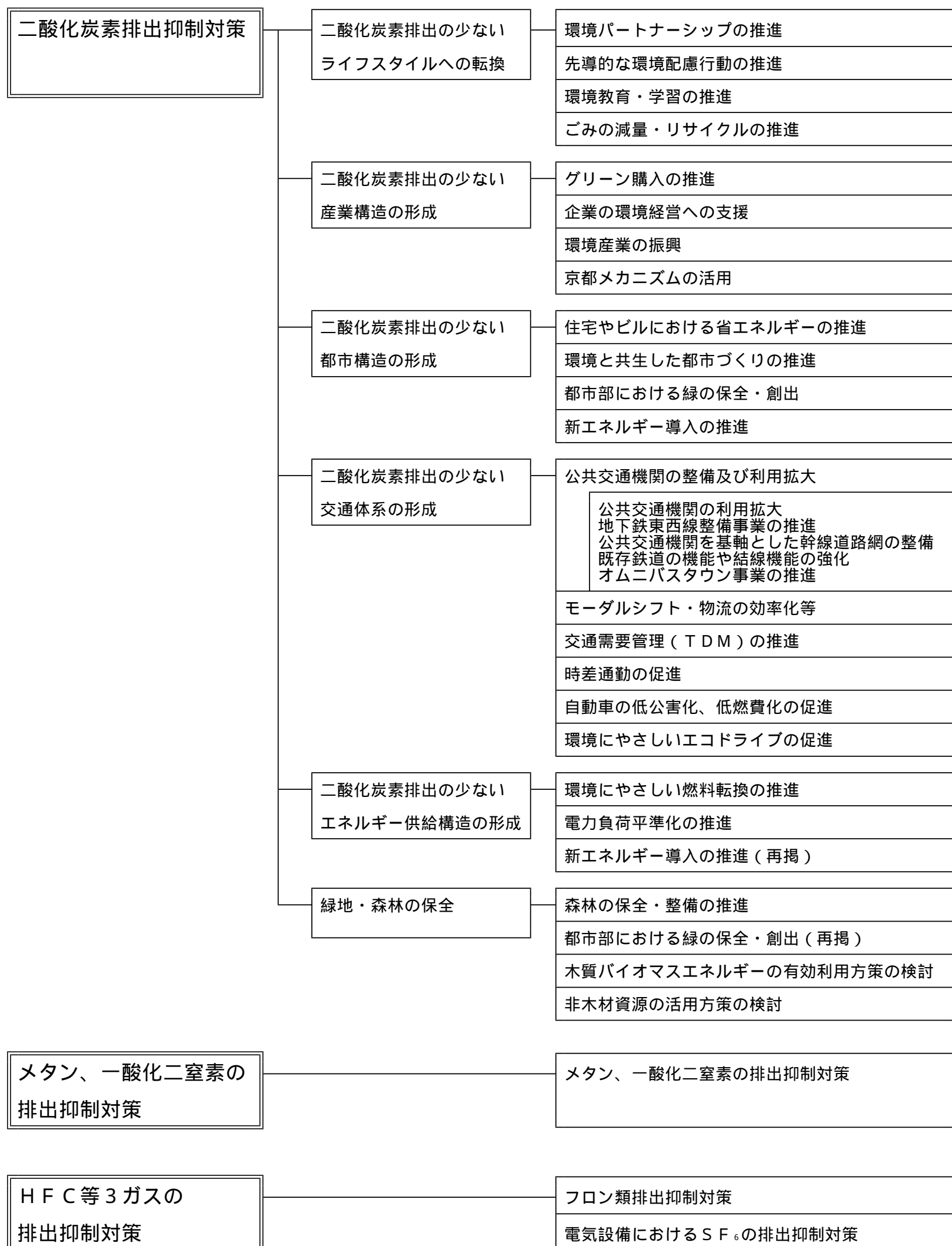
<<その他の事務事業にあたっての環境保全への配慮>>

その他の事務事業におけるエネルギー使用量に伴う温室効果ガスの排出抑制を図るため、きめ細かい省エネルギー・省資源行動の推進や廃棄物の減量・リサイクルなどの取組を推進する。

(4) 計画の実施状況の点検・評価

計画の推進にあたっては、自らの事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガス排出総排出量を含め、当該計画の実施状況を毎年点検し、その結果を公表するとともに、職員等に対する地球温暖化対策に関する研修の機会や情報提供を行う。

地球温暖化対策の体系図



各主体における地球温暖化対策の取組

